

陳情第94号	受理年月日	平成30年6月4日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	八幡市民会館の歴史的・文化的価値の調査について	
要旨	<p>八幡市民会館については、廃止が表明された直後から日本建築学会を初め多くの団体や個人がその価値を高く評価して、存続を求める申し入れや要望を行っている。特に、国際学術組織DOCOMOMOJapanが保存すべき近現代建造物に選定し、同日本支部の研究者が北九州市庁舎を訪れ、直接存続を要請したことは、深い意味を持つものである。</p> <p>しかしながら関係部局はそれらを受け入れることなく今日に至っている。当会が3月に提出した陳情第70号の5月18日の総務財政委員会の審査において、関係部局は専門家による調査を行っていない、方向性が決まってから調査すると答弁した。他方で旧安川邸については、専門家による調査の結果、洋館の価値を認識したから残すと決めたと応答した。</p> <p>この対応の違いは矛盾している。八幡市民会館についても、旧安川邸と同様に専門家による調査結果を踏まえて方向性を判断することを求める。方向性は価値を生かした利活用であるべきであり、価値を認識しないまま単なる箱物として取り扱うことのないよう強く要望する。</p> <p>八幡市民会館は外観のみに価値があるのではなく、内部の意匠や音響のよさに本質的な価値が認められている。また八幡大空襲からの復興を象徴する貴重な建造物であり、八幡駅前の景観を形成する象徴的公共施設である。この価値を生かした利活用こそ、北九州市民憲章、学ぶ楽しさを深め、文化のかおるまちにしますを体現するものである。</p> <p>更に、文化財保護法改正案が今国会に提出された。これは、未指定、未登録の歴史的建造物を消滅の危機から救うことを目的としたものであり、この趣旨に照らすとき、八幡市民会館は文化財の指定を受け再開す</p>	

(続 く)

ることが適切な判断ではないだろうか。村野建築は、国の重要文化財及び登録有形文化財に多く指定されており、これからも文化財に指定される建物が幾つも出てくるであろうと言われるほど高い評価を受けている。全国的視点からも、八幡市民会館の再開を北九州市は求められている。については、次のとおり措置していただきたい。

#### 記

- 1 八幡市民会館について利活用の方向性を決める前に、根拠となる歴史的・文化的価値の調査を速やかに実施すること。調査に当たっては、
  - (1) 歴史や建築に関する多彩な専門家で構成された調査委員会を設置し、多角的見地からの結論を得ること。
  - (2) 八幡市民会館と八幡駅前通りの景観を一体的に捉えて価値を評価すること。
- 2 調査の結果を十分に尊重して結論を導き出すこと。